

(2) 食の安全・安心対策の推進

1) 生産から販売に至る監視、指導及び検査体制の整備

①生産段階における安全・安心の確保

7 安全・安心な農産物（林産物を含む）の生産及び供給

【農薬の適正使用指導】

現状と課題

- 安全・安心な農産物を消費者に提供するには、農薬使用基準を遵守した適正な使用を推進するとともに、その使用状況などの生産履歴の記帳も併せて推進することが求められています。
- 食品衛生法の残留農薬に関する基準がポジティブリスト制度へ移行し、全ての農薬に残留基準が設定されましたので、農薬の使用に当たっては、これまで以上に飛散を防止するなど適正な使用が求められています。
- 生産量の少ない、いわゆるマイナー作物では、病虫害防除に使用できる登録農薬が少ないことから、安定供給に支障を来すことが懸念されます。

事業・取組の方向

- ① 県の病虫害等防除指針や各作物の栽培指針に基づく病虫害防除指導を実施します。
- ② 農薬安全使用講習会等を実施するとともに、農薬の取り扱いに当たって指導的役割を担う農薬管理指導士の育成を行います。
- ③ 各生産者に対し、生産組織等を通じて農薬飛散防止対策の周知の徹底を図るなど農薬の適正使用を推進します。
- ④ 行政・農業団体等が一体となって、生産履歴の記帳を推進します。
- ⑤ マイナー作物の農薬登録を促進します。

推進目標

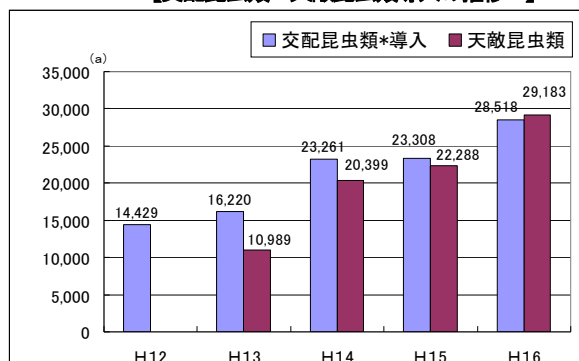
項目	現状値(平成17年度)	目標値(平成23年度)
農薬取締法違反による出荷の自粛	1件	0
生産履歴の記帳率 (農協生産部会に属する野菜農家)	78%	100%
マイナー作物の農薬登録データの作成	5件/年	8件/年

【担当課】環境農業推進課、木材産業課

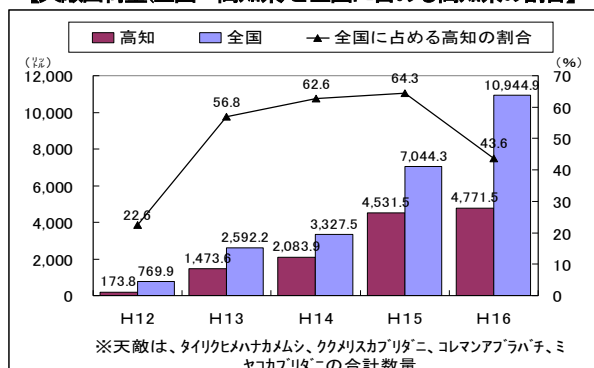
【環境保全型農業の推進】

現状と課題

- 持続可能な社会システムへの転換が求められるなか、農業生産の場においても、化学肥料や農薬の使用を減らし、周辺環境への影響に配慮した環境保全型農業への取組が進められています。
- 施設野菜を中心に天敵や生物農薬の利用などによる総合的な病害虫防除技術の導入により化学合成農薬の使用量は減少しています。
- 有機性資源の活用と土づくりのため、家畜ふんたい肥の生産・利用促進に取り組んでいます。【交配昆虫類・天敵昆虫類導入の推移】



【天敵出荷量(全国・高知県)と全国に占める高知県の割合】



事業・取組の方向

- ① 土づくりと化学肥料・農薬の低減は農産物の安全性確保のための基礎技術として位置づけ、農業環境規範、食品安全GAPへの取組と併せて普及推進を図ります。
- ② 交配昆虫（ミツバチ等）や天敵などに加え、防虫ネット、防が灯などの資材を組み合わせた総合的な病害虫・雑草防除技術（IPM）の導入を図ります。
- ③ 家畜ふんたい肥の品質向上と耕種農家・畜産農家の連携強化により利用促進を図ります。



タイリクヒメハナカメシ(天敵)



ミツバチ(交配昆虫)



防が灯

推進目標

項目	現状値(平成17年度)	目標値(平成23年度)
「こうち環境・安全・安心チェックシート(その1)」(県版農業環境規範)の実施率(農協生産部会に属する野菜農家)	0%	100%
「こうち環境・安全・安心チェックシート(その2)」(県版食品安全GAP)に取り組む農協数	0	16
天敵導入農家率	ナス類 26%	ナス類 65%
	ピーマン・シトウ類 57%	ピーマン・シトウ類 80%
	ミョウガ 75%	ミョウガ 90%

【担当課】環境農業推進課

1) 生産から販売に至る監視、指導及び検査体制の整備

① 生産段階における安全・安心の確保

イ 安全・安心な畜産物の生産及び供給

現状と課題

- 畜産物中の動物用医薬品、飼料添加物の残留が人の健康を損なう恐れがあることから、ポジティブリスト制度の導入により対象物質の残留を防止することが重要です。
- 生産者の顔がみえる畜産物の提供が求められるなか、牛肉トレーサビリティ法に基づく牛の耳標装着の徹底による生産履歴情報の確保が不可欠です。
- 安心な畜産物の生産は、疾病にかかっていない家畜を飼うことから始まります。そのためには、疾病の予防対策が必要です。

事業・取組の方向

- ① 産業動物診療獣医師に対して、薬事法に基づく動物用医薬品の適正な使用を指導します。
- ② 生産者に対して、飼料添加物の用法と休薬期間を遵守するよう指導を徹底します。
- ③ 牛の飼養農家に対して、耳標装着と個体情報の適切な届出を指導します。
- ④ 家畜用ワクチンによる自衛防疫を推進し、健康な家畜から安全な畜産物の生産を目指します。

牛耳標



牛耳標の装着



推進目標

項目	現状値(平成 17 年度)	目標値(平成 23 年度)
産業動物診療獣医師に対する指導率	100% (9 名)	100% (9 名)
畜産農家に対する飼料添加物等の適正使用の指導率	100% (510 戸)	100% (510 戸)
牛の飼養農家に対する耳標装着等の指導率	100% (419 戸)	100% (419 戸)
自衛防疫実績 (ワクチン接種)	牛： 4,033 頭 豚： 1,118 頭 鶏： 12,000 羽	牛： 4,100 頭 豚： 1,200 頭 鶏： 12,000 羽

【担当課】 畜産振興課

ウ 安全・安心な水産物の生産及び供給

【水産物産地市場の衛生確保】

現状と課題

- 水揚げされた水産物を入札時にコンクリート面に並べる事例もあるなど、水産物産地市場の衛生管理に関する意識は、消費者感覚からは乖離しています。
- 県内の水産物産地市場での衛生管理の向上を図り、衛生的で安全な水産物の供給を目指しています。

事業・取組の方向

- ① 平成 17 年に県内初の高度衛生管理型の市場として開設された「すくも湾中央市場」をモデルとして、各市場の衛生管理意識の向上を図ります。
- ② 今後、整備が計画される市場については、大日本水産会が策定したガイドラインに沿って設計するよう指導していきます。



床の防菌コーティングや天井を防鳥対策のためフラットにしています。

推進目標

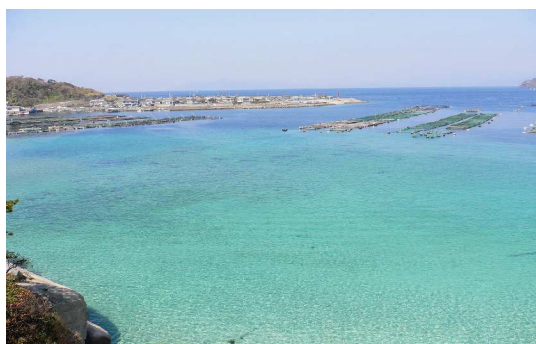
項 目	現状値(平成 17 年度)	目標値(平成 23 年度)
水産物産地市場の衛生管理体制の構築 推進	すくも湾中央市場において衛生管理の先進的な取組が開始された。	水産物産地市場関係者の衛生管理意識の向上

【担当課】 水産振興課

【動物用医薬品の適正使用】

現状と課題

- 巡回指導、講習会及び文書指導等を通じて、養殖業者に対し動物用医薬品（水産用医薬品）を使用する際には、用法、用量、使用上の注意、休薬期間を遵守し適正に使用するよう指導しています。
- 消費者の安全を確保するため、引き続き巡回指導、講習会及び文書指導等を実施することにより、養殖業者に対し動物用医薬品（水産用医薬品）を使用する際には、用法、用量、使用上の注意、休薬期間を遵守し適正に使用するよう指導の徹底を図る必要があります。



養殖場(宿毛)



マダイの養殖

事業・取組の方向

- ① 巡回指導、講習会及び文書指導等を通じて、養殖業者に対する動物用医薬品（水産用医薬品）の適正使用（用法、用量、使用上の注意、休薬期間の遵守）に関する指導の徹底を図ることにより、消費者の食の安全・安心の確保に努めます。



漁業指導所等での指導

推進目標

項 目	現状値(平成 17 年度)	目標値(平成 23 年度)
水産用薬品の適正使用・指導の実施	水産用医薬品が適正に使用されている養殖水産物の生産と提供	

【担当課】 水産振興課、研究開発課